

第12回 玉村町農業委員会 議事録 （部会）

事務局長 ：ただ今から、第12回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 ：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 ：ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 ：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

<番号1の内容について説明>

<番号2の内容について説明>

<番号3の内容について説明>

<番号4の内容について説明>

<番号5の内容について説明>

部会長 ：現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

（現地確認後）

部会長 ：現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号5についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第12回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：赤かびが県内191カ所ででている。特に東毛の板倉では多いようで、病気のものがカントリーに混入すると入った保管庫が丸々廃棄になってしまうので注意していただきたい。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は8名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 7番 新井正芳 委員 9番 八木末明 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

＜議案第1号番号1の内容について説明＞

議長：それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：＜番号2の内容について説明＞

議長：それでは、番号2について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：＜番号3の内容について説明＞

議長：それでは、番号3について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：＜番号4の内容について説明＞

議長：それでは、番号4について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：＜番号5の内容について説明＞

議長：それでは、番号5について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号5は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第1号を終了いたします。

議長：続きまして議案第2号「農用地利用集積計画（7月1日設定農地中間管理）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）」について説明致します。

それでは、議案2別冊の農用地利用集積計画（案）、農地中間管理一括方式設定分をご覧ください。

2ページ目の概要表が今回の中間管理事業で群馬県農業公社を通して利用権の設定をする農地面積です。合計528筆、貸手250人、借手42人（法人）の計画となり、面積は田が約94ha、畑が約10ha、合計約104haとなっています。個別の詳細は、次ページ以降の計画書をご覧ください。

なお、令和5年の法改正で下限面積要件が撤廃され、耕作面積は要件ではなくなりましたが、利用権の設定を受ける耕作面積が50a未満の借り手については、農地を適切に耕作し続けられるかという点について、事務局で経営状況を調査し、その他の要件（常時従事要件、全部効率利用要件、地域との調和要件）について確認しております。

確認にあたっては、事務局で内規を定め、耕作面積が50a未満の借り手のうち、①認定農業者と認定新規就農者②法人の構成員であり50a以上の耕作を行っている者③過去に設定した利用権の更新の者を除く、新規借り入れ筆があり認定を持っておらず実態として耕作面積が50a未満の借り手に対して、聞き取り調査や現地確認等を行うこととしています。

以上の状況を踏まえ、これらの集積計画（案）について、周辺農用地の農業上の利用に影響があるか？また、全ての農用地について適切に耕作される事が見込めるか？という点についてご審議願います。

なお、県知事には事前に協議を行って同意を得ており、計画を承認頂いた場合は、この集積計画を7月1日付で町が告示し、利用権の設定が完了します。

議長：それでは議案第2号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質疑・審議等）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。
議案第2号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

議案第2号「農用地利用集積計画（7月1日設定農地中間管理）」を農業委員会として承認とします。

議長：続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり4件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり1件受理しております。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり3件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○じゃがいもとたまねぎの収穫・管理について
収穫日は6月28日(金)、予備日は7月2日(火)。
いずれも8時50分に芝根圃場に集合。
給食に提供するための仕分け納品作業が7月4日(木)にあります。
近日中に草取りしますか？

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。